

社会人の皆さんへ 専門実践訓練給付金のご案内

看護学科および理学療法学科

最大 **192** 万円の給付

※法令上の最短修業年限で支給されるため、両学科とも3年間の支給となります

■給付金の支給イメージ

給付のタイミング	支給率	年間上限額
在学中（6ヶ月ごと） 学費支払い後、半年ごとにハローワークへ申請	50%	40万円
卒業・資格取得・就職 1年内に被保険者として雇用された場合	+20%	+48万円
賃金が上昇した場合 入学前と比較して賃金が5%以上上昇した場合	+10%	+24万円
合計（最大）	最大80%	192万円

■対象となる方

初めて利用：雇用保険加入期間が通算2年以上

過去に利用：前回の入学日以降、雇用保険被保険者期間が3年以上

離職者の場合：離職から1年内に入学が必須

■手続きの流れ（フローチャート）

STEP1

ハローワークで相談・確認

「支給要件照会」でご自身が給付対象となる目安を確認
キャリアコンサルティングを受け「ジョブ・カード」を作成

STEP2

受給資格確認の申請

【重要】授業開始（入学）の2週間前までにハローワークへ書類提出等、
手続きが完了しないといけません。

STEP3

入学・授業開始

詳細は最寄りのハローワークに
お問い合わせください



厚生労働省のwebサイト
専門実践訓練給付に関する説明

STEP4

在学中、半年ごとに継続の申請が必要です。